

第2回 桃山台留守家庭児童育成室運營業務委託説明会 要旨

【日 時】平成29年10月13日 19時00分～21時00分

【場 所】桃山台留守家庭児童育成室

【出席者】落地域教育部次長、脇谷放課後子ども育成課長、
植村同参事、日比同課長代理、山下同主査（書記）

【吹田市より配付書類説明】

（保護者）

変更になった仕様書について、入室児童に応じて2室から3もしくは4教室運営となると書かれておりますが、将来5部屋運営かもしれないということは事業者にもわかった上で応募されるのですか。

（吹田市）

増える可能性があるということに対して記載はないのですが、応募される際には桃山台は5部屋になる可能性はあるということは伝えます。

（保護者）

事業者決定後の公表は12月15日で間違いはないですか。

（吹田市）

間違いございません。

（保護者）

事業者決定後に委託の候補に桃山台が入っているということですが、この事業者発表の時に委託先も発表されますか。もう決定事項なのですか。

（吹田市）

現在、桃山台育成室は委託候補としまして事業者の募集を今月10日から開始しております。これで応募がございまして、一次審査、二次審査を通過して事業者が決まれば委託ということになります。正式には3月1日までに事業者と契約をした段階で決定します。

（保護者）

募集期間が終わり、どの教室に何業者の応募があったということは公表されますか。

(吹田市)

応募状況につきましては、保護者の方々に文書で通知をさせていただきます。応募がなければ、次年度の運営は直営で行うという文書で通知をさせていただきます。

(保護者)

2点確認したいことがございます。1点目は改善のことについて、共通仕様書の方でかなりのボリュームになりましたので安心感も増えたのではないかと思います。実際解除のことが契約書にも仕様書にも盛り込んでいただきましたが、行政資料ということでこれをもって拘束力があると思いません。先生の数が足りなければ保護者からの声が上がると思います。そのことは一朝一夕で改善されるものではないので、ある程度の期間をもって行政指導は続けられると思います。しかし、全く改善されずに契約解除と書面が交わされるとすれば、すぐには受け皿が見当たらないと思います。そのような場合には、解除になる前に市の直営としての受け皿が発生するのをお聞きしたいです。2点目は先生の犯歴について、おそらく照会して犯歴が出るものではないと思うので、個人の方が応募される際に自己申告として書かれた場合のみ外すということですか。

(吹田市)

1点目の解除について、おっしゃる通りでございます。どのタイミングで解除になるのかわかりませんし、改善要求をしてどうするのかを含めて説明を受けて、保護者の方々に説明をした上で、どうしても契約解除となってしまうたら部屋をやめることはありませんので、直営でさせていただきます。それが事前に分かれば年度の切れ目に再応募をかけて事業者を募集するか、いつどのような状況になるのかわかりません。しかし、しばらく部屋を休むことはないようにさせていただきます。

2点目の犯歴について、調査権は我々にはございませんので、このような場合は申告になってきます。

(保護者)

契約書の中に仕様書の内容に従事と書かれているのはどこですか。

(吹田市)

第1条のところ2行目最後、別冊の仕様書等に従い、日本国の法例を遵守し、履行しなければならないというところになっておりますので、ここで仕様書の履行が担保できているのではないかと判断しております。

(保護者)

第10条の一部を第三者に委任することができるということはどのような内容ですか。

(吹田市)

再委託の禁止というのは、委託契約の場合は市だけかもしれませんが、委託事業者に全部を丸投げしないという委託契約の中に入っている文言になります。今回の場合、細かく想定しているわけではないですが、育成室の運営事業ですので手を挙げた事業者が運営面を再委託しますということはいけないと思います。おやつの購入についても、生協に頼むことや経理等を他のところに委託することは想定しております。その際は市の了承を得ないといけないと思います。どこに採択するかはしっかりと把握できるようにしております。

(保護者)

応募資格要件のところ、労働基準法等その他労働関係法令違反をしていないことと書かれておりますが、応募の段階でどのように審査されるのですか。

(吹田市)

労働局ともお話をさせていただき、やはり調査権はありませんので、申告が基本となっているのですが、一般的な委託契約でしたら労働基準法を守ることは当然なので契約書にこのようなことを書くこと自体問題ですと労働局に指摘されました。ただし、事業運営をするからには、労働基準法を守ることは当然当たり前だと思っております。あえてここに書くことによって選定の中でそれを担保にするような質問が出てくることが可能ではないかと思えます。本来の業務委託契約であればぎりぎりのところでもありますが、あえて記載することによって事業者に強く意識をして、選定等いろんなところでわれわれも公募する時に大丈夫ですかとはっきり言うことができますので、記載をさせていただいております。ただし、裏付けとすれば最終的には労働基準署のような権限はございませんので申告に基づくのではないかと考えております。

(保護者)

それはチェックリストのようなもので、就業規則は正しいですか、三六協定を結んでいますかなどの質問はできないということですか。

(吹田市)

三六協定は法律上必要ですので、時間外勤務ができないというところではお話をされるのは問題ないと思います。そこまで細かい仕様書にはしておりませんので、現在では全体的な労働法制が守られていますかということをお知らせしていただくだけになっております。細かく聞くことに対しては問題ないと思います。三六協定がないから応募資格はございませんという話にはなっておりません。

(保護者)

仕様書を変えないにしても、審査の段階で見ただけならと思います。

(吹田市)

それはありだと思います。財務基盤や従業員のどれを大切にするのかかかってくると思います。そのようなご質問に関してはとても有効だと思います。

(保護者)

共通仕様書について、「9 指導員の配置等、(3) その他、ウ本業務の性質上、未成年者に対する性犯罪歴のある者は配置しないこと」は未成年と限定しているような書き方ですが、未成年者に限らず性犯罪歴のある者はいかかなものかと思いました。また、財務基盤の話が出ましたが、継続的に財務基盤をチェックするようなことは契約書に書かれていますか。

(吹田市)

未成年者についてですが、未成年という記載がいらぬのではないのかというのはごもつともだと思います。例えば、罪を償って社会復帰された方がこの記載によって働けないという対応は問題ではないかという話もありますので、記載をしていいのか悩みました。法律の専門の方に相談したわけではないですが、記載をしても人権問題にはならないのではないかという話もありましたので非常に悩みました。この業務が未成年の子ども達に対する保育の業務というところで、限定して書くこと自体は必要だろうということで最終限度そのように契約させていただこうという思いで、未成年と入れました。おっしゃるように性犯罪はもちろん成年であってもいけないと思います。そうなればすべての罪を書かなければいけないとなると罪を償った人に対してはどのようにするのかということがありましたので、今回はこのような判断で必要なところを記載しようということで、未成年という文言を入れさせていただきました。

また、財務基盤のお話ですが、毎年財務諸表を提出するようなところは求めておりませんでした。これは改善すべきではないかと思いました。昨年度までは社会福祉法人が主でしたので、社会福祉法人は基本的に財務内容をホームページにアップしないといけないことになっておりますので、財務諸表で確認できる状態でした。しかし、法人全体の財務諸表を求めておりませんでしたので、公開してもらうためには必ず理由があると思います。もう少し勉強をして必要なところは財務諸表や事業活動報告書等の記載はしていきたいと思っています。

(保護者)

事業者選定等委員会に保護者が2名入っているということですが、一次選考・二次選考

で長い時間をかけていると思います。財務とかそのような判断をその場で理解するということは実際にできるのかと思いますのでアドバイスをお願いします。

(吹田市)

財務につきましては、一度専門家に解説していただこうと思っております。実際、千里丘北の随意契約できるかどうか評価をさせていただいた時に、委員の中に会計の専門家がおられますので、その専門家のコメントを参考にしながら委員にも評価をしていただきましたので、おそらく選定の中でコメントをしていただくと考えております。

(保護者)

5つの育成室がありますが、同日に選定されたのですか。

(吹田市)

同日に評価と審査をされることとなります。応募状況によりましては、少なれば時間は短いですが、事業者の応募によってはこちらで時間の割り振りをさせていただくことになると思います。早くなったり遅くなったりすることもあると思いますのでご協力お願いいたします。時間ですが、朝からずっと拘束というわけではなく、桃山台なら何時から何時という時間割を組ませていただきます。

(保護者)

今月から新しい来年度の入室の申請が始まると思いますが、私の周りでも桃山台がどうなっているのか、来年度入室したいがどうしたらいいのかという相談があります。現在、申し込みをされた方に対してどのようにご説明したらいいですか。

(吹田市)

申請書には今現在、桃山台を始め5つの育成室については委託の話を進めていますという記載をさせていただいております。あとは聞かれれば詳細を伝えるということもさせていただいております。決まっていない段階ではあやふやな情報になってしまいますので、直営の育成室と同等もしくはそれ以上あるような形で委託をしなければいけません。一番ましではなく、1社申し込みでその1社が基準に満たさなければ直営で行かせていただきます。昨年度も決まった際はこのような形で決まりましたということを入室申請された方に文書で送付させていただいております。

(保護者)

問い合わせに対してはちゃんとお答えしていただけるのですか。

(吹田市)

お電話や随時お問い合わせいただいたことに関しては差支えございませんので、その際はしっかりとご説明させていただきたいと思えます。

(保護者)

決まった時点で申し込みをされていた方に何らかの通知かお知らせがいくということですか。

(吹田市)

決まってからですので、12月15日以降に申請された方には文書か口答でご説明をさせていただきます。昨年度のやり方を参考に皆様に周知されるようにいたします。

(保護者)

今の内容の確認なのですが、新しい入室の方の面談等は新しい事業者がするということですか。

(吹田市)

1回目の面談は必ず市の職員が同行させていただきます。今までしているところでしたら、当日職員が挨拶をしましてこちらが説明をするというやり方をさせていただいております。

(保護者)

何点か質問があるのですが、先ほど出ました選定委員会のことについて、もう少し詳しく教えていただきたいです。5つの育成室を同時に行うということで、先ほど確認させていただき大変驚いたのですが、当日になって当日出てきた資料を見てその場で点数をつけて、一次審査が行われると聞きました。それが30分程度と聞いております。このような短い時間の中で、このような大事なことを決めなければならないという負担やいろんなことが行われているということを皆さんに知っていただきたいと思えます。だからできれば事前に出てきた応募の資料等は委員の方にしっかり熟知できる形にさせていただきたいと思えます。

また、一次審査について、選定審査基準の表がありましたが、文書のみで審査を行うと聞いております。例えば文章の中に判断できないようなことについてはどのように点数をつければいいですか。だいたいのことは質問によって点数のところとあってくると思うのですが、数か所あわなければどのように点数をつけるのだろうということもございましたので、その文章から読み取れなく判断しかねる場合には点数は何点になるのだろうかという確認です。

(吹田市)

委員の皆様には判断しかねる箇所に対しては事前に市が想定している3/5、5/5などと書かれている内容に応じて参考としての手持ち基準を配付させていただきます。そちらの資料を参考にいただきながらあくまで委員の方の判断で点数をつけていただきます。漠然とした内容でしたら点数も低くしなければならないと思いますし、内容がわかりにくくても良いことが書いていれば点数は高くなると思います。いずれにしましても一次審査を通過した事業者については二次審査のプレゼンテーションに進むこととなりますので、一次の書類審査の不明な点について二次のところでしっかりとご質問していただいて評価していただきたいと思います。

(保護者)

その表に載っていなければ0点ということですか。判断できない場合には点数は入れないということですか。

(吹田市)

基本的に評価していただくために提出しておりますので、内容が全く分からなければ白紙と同じですので、点数が劣っていると判断せざるを得ないと思います。

(保護者)

劣っているということは1点ということですか。0点ということはないということですか。

(吹田市)

0点というのはございます。前回にもご説明させていただき、クリアする点数をどこに設定するかになってきます。

(保護者)

自分の子ども達に来年はこうなるかもしれないと心配な点がいっぱい、忙しい中来ております。実際決定した場合には、子ども達に説明するときいつどの段階で誰が行っていくのか。プレハブの件もありますので、子ども達への説明はどのような形で行われる予定ですか。

(吹田市)

これまで委託を選考してきましたが、子ども達を集めまして4月からここは民間委託になりますという説明はしません。事業者が引き継ぎ保育をする中で4月からこの育成室で

皆様と一緒に過ごすことになるといった形で指導員として認識してもらう形で対応してきてもらっております。どういう保育をするかということで、事業者が社会福祉法人か株式会社か直営だったらどのように説明するということがあまり重視しておりません。あえて時間を取って4年生だったら理解をしてくれるかもしれませんが、1年生でしたらどこまで理解できるか、かえって身構えてしまう可能性もございますので、これまでは民間委託がとか直営という話ではなく、指導員が引き継ぎ保育の中で関わりを持つことで個人面談をしながら子ども達に合った話をしていくようなやり方をしております。

プレハブ教室について、これまではプレハブが建ちますよという形で子ども達への説明を私たちからしたことはございません。指導員の方がどのような説明をするのか指導員任せのところもあります。仮に直営となりましてもプレハブが建って教室を移ってもらうことには変わりませんので、指導員たちがどう考えてどういう風に子ども達に話をしているのか尊重して子ども達に伝わるようにしていきたいと思っております。

(保護者)

新しい方に説明していただくこともいいかもしれませんが、子ども達が大好きな今いらっしゃる指導員とのお別れというのもとても大事ですし、先生たちが子ども達と別れるのが本意ではないということがしっかり伝わるような内容にしていきたいと思っております。

あと、仕様書のことについて、担任制という言葉が出てきましたが、担任とはどういったことを考えられていますか。クラスにいる方だと私は理解したのですが、間違いないですか。

(吹田市)

指導員のお別れについて、指導員も人事異動で場所が変わってきます。そういったところで子ども達とどのようにお別れをするのかも指導員に任せております。子ども達の間にはそれぞれ指導員によっては違いますので、市が統一的に決めるものではないと思っております。今回につきましても委託になったから変わるのではなく、違うところに行くということで指導員がどのようにしてきたのか、指導員に任せたいと思っております。

また、担任制について、少し質問したいのですがそれはフルタイムの雇用ということでしょうか。

(保護者)

常にいる人です。

(吹田市)

例えば、今までの児童育成室の指導員の場合でしたら、勤務形態は非常勤職員ではあり

ます。フルタイムはございませんが、毎日出勤しております。担任制ということでは毎日指導員は入っております。雇用形態は変わるかもしれません。毎日いるということは求めていかなければいけないと思っております。その意味合いで担任制という文言を入れさせていただきました。例えば二人で一つのクラスに入ることは私たちの意図しているものではございません。一人が一つのクラスに毎日入ることが担任制だと理解しております。ただし、安定した雇用をどのように考えているのか事業者の選定のポイントであるという説明をさせていただきます。例えば、アルバイト契約で担任として毎日いるということは一般的には安定的な雇用ではないと思っております。担任制というのには該当しますが安定的には該当しないと思っております。フルタイムの正規雇用の職員を一人入るような形で配属勤務を考えておりますとなれば、安定な雇用と担任制が両方満たされていると思います。雇用形態については事業者の応募の仕方だと思います。

(保護者) 01 : 46 : 30

仕様書の引き継ぎのところについて、手厚くしていただいたことに対してはすごく評価できるのですが、日数等が全くなくなっているということについては、今後どなたが決められていくべき内容になってくるのですか。以前は10日以上という明確な文言があり、それでは少ないということでも要望したと思います。先生の書類作成等も含めて、引き継ぎのことに關しての具体的な予定、考えられているプランを教えてください。

(吹田市)

引き継ぎ保育について、これは説明会でご説明させていただいております。前任の指導員が書類を書いたり、指導員同士でイベントや下校報告の引き継ぎなどはこちらには記載されておりません。それらは打ち合わせになると思っております。引き継ぎ保育はあくまでも子ども達との関係を作り、合同保育にあたると思っております。それだと10日では短いということでしたので何日だといいいのかと前回の話に繋がってくるのかと思っておりますが、状況によって変わってくるのも事実だと思います。引き継ぎ保育がうまくいっているかどうかは事業全体に関わってきて市が責任を持つことだと思いますので、放課後子ども育成課が状況を見ながら、決まった事業者と打ち合わせをしながら日については決めていこうと思っております。どのような形で入るかはまた懇談会でこれまでお示しをしているところですので、そのような形で引き継ぎ保育だけではなくこの事業すべてにおいて吹田市が責任を取るべきものなので、日数等は事業者と協議の上と書かせていただいて決定する意図で書いているとお考えいただけましたらと思っております。

(吹田市)

10日につきましては、どこの育成室でいただいたご意見なのかすぐに出てこないのですが、10日以上実施することと書くとずるい事業者が裏返してそれでは10日すればい

いということになりかねないので、必要に応じて実施するよというニュアンスで変更させていただきました。

(保護者)

スタートが肝心だと思いますので、役員と放課後子ども育成課とお話しさせていただいた時に、3月から開始するとなると3月は非常に日数が少ないので、できるだけ早く始めていただかないと追加で必要なことには応じられないということもお話しさせていただきました。その辺りは事業者が決まってからこちらから要望していかなければいけないのですか。それか市が進めていただけるものなのですか。

あともう一点、プレハブのような新しいことに子ども達が負担に感じるの、新しい場所に引っ越しをしてから合同保育を5日間くらい確保してほしいという要望は出しております。それも加味して新しいところに引っ越してから新しい先生とだけの生活が始まるのではなくて、新しい場所で今いる先生にいろんなことを教えていただきながら子ども達との関係を作っていただきたいということが必ずお願いしたい内容です。

また、先生方の書類と引き継ぎは別だとおっしゃっていましたが、書類が出来上がっていないのに、いきなり子どものところに来て子どもに触れ合うというのはいかがなものかと思っておりますので、すべてにおいて段取りをしっかりと考えていただいて進めていかないとどんどん後手後手になっていくのではないかと思います。12月に業者が決定してから次に私たちが事業者と話ができる機会がいつなのか、そして引き継ぎ保育、合同保育についてどのように向かっていくのか、さらに配慮を要する児童については1対1での引き継ぎ保育を保障するという明記がされていますので、これをさらに別に考えていかなければいけないと思います。ざっくりと考えられているみたいですので、私たちの地区は大きな規模ですから必ず一教室に次に来る担任の先生が引き継ぎに来ることを約束されていたと思いますので、もう少し明確なプランの方をしっかりと考えといていただいて、こちらにご提示いただけたらと思っております。

(吹田市)

スタートが3月というのはおっしゃる通り遅いと思います。そのため3月という文言は消させていただきました。次の4月から円滑に運営できるようにしてくださいと書かせていただきました。また、指導員に書類を書いてもらうというのはごもつともだと思います。書類はあった上で進めるべきものだと思います。その担任の先生がいなければいけないというところは前回にもお話があったと思いますが、必ずしも必要でないというお話もございました。そこについてお約束はしていないのではないかと思います。担任が入るのは有効なことだと思います。これまで該当しないケースでも成果を出してきたケースがございます。一つの教室で見ると定員も必要指導員数も同じでございます。規模が違うということはおっしゃる通りではありますが、全体の日数や1回に入る新しい指導員

の予定数が変わってくるところです。一つの教室で見ると変更されているところもございませんので、必ず一つの教室に入る予定の担任がいなければならないということは、絶対条件ではないのではないかと考えております。

(保護者)

先ほど会長から質問があったと思いますが、もう少し教えてください。一次審査の書類を見る時間が30分程度しかないとのことでしたけれども、審査書類のボリュームはどの程度ですか。そして、何社も出た場合はそれを30分で審査できるものなのか教えてください。

(吹田市)

審査時間ですが、一事業者の提出書類につき30分になります。審査していただく書類につきましては、募集要領が仕様書の次にありますが、事業者に出していただく事業実施計画書が基本になります。そこに書ききれない内容については事業者が別紙で提出して参ります。それと応募に必要な書類として事業実施計画書と収支計画書と定款と昨年度の収支計画書と役員の構成と事業実績一覧の書類等を見ていただき評価していただくことになっております。

(保護者)

それを30分で見るのは大変ではないですか。事前に配っていただくことは可能ですか。

(吹田市)

その件につきまして、当日にご覧いただいて審査していただくことになっておりますが、事業者の応募状況を見まして守秘義務等の関係もございますので、事前にお目通し頂く事も含めまして、少し検討させていただきます。事前に配付してお持ち帰り頂く事は少し難しいと思いますので、引き続き検討させていただきます。

(保護者)

非常に大事な部分だと思いますのでよろしくお願いします。

(保護者)

当日審査する委員の流れを教えてください。時間配分や事業者に質問できる時間があるのかどうか知りたいです。

(吹田市)

それにつきましても、事前の説明会みたいなものを事業者の締め切りがあった後に実施

したいと思っておりますので、お時間頂いて検討させていただきたいと思えます。

(保護者)

これまでの育成室ではどのような形で行われたのですか。

(吹田市)

今まででしたら、一次審査は事業者が入りませんので、選定委員に集まっていただき、その場で事業者から提出していただいた書類を提出しております。会計の部分については難しい部分もありますので、少し解説を加えたコメントを配付しておりました。提出書類をその場で見ていただいて、その場で点数をつけていただいております。二次審査では、プレゼンテーションということで、事業者の方に参加していただいて、1事業者全体で30分ですので、20分程度事業者からのプレゼンを聞き、それが終わりましたら委員からの質問となっております。実は質問が大事でして、聞いているうちに可能性を秘めていて書類に書き切れていないことなどがわかります。それが10分から15分くらいになりますので、事業者が退室されてから委員間で採点いたします。こちらが今までの形となっております。1育成室につき1事業者の応募でございました。実は、問い合わせもいくつかいただいております。もし複数の事業者が手を上げてこられるとなると、この方法でしたら時間が足りないということになってしまいます。そうすると少し工夫が必要なのかと思えます。他の育成室と合同で行うなど検討していく必要があると思えます。いずれにしてもきっちりプレゼンテーションを受けて質問していただく時間は確保していかないとはいけません。

(保護者)

二次審査で質疑応答があるということですが、保護者は傍聴者だったので質問できなく専門家の方たちが質問されたということですか。今回は選定委員にこちらから2名出ますので、10分から15分では終わらないと思えます。事業者も保護者の視点で聞きたいこともあると思えますし、専門家の知識からみて聞きたいこともあると思えます。その点についての時間配分は工夫が必要だと思えます。

(吹田市)

応募事業者の数になってくると思うのですが、全体のボリュームを見る中で出来るだけ保護者の方にご質問していただく時間も設けて時間配分を組ませていただきたいと思います。

(保護者)

選定委員会の二次審査の質問について、出てきた計画書等を一次審査の30分程度しか

見せてもらえず、二次審査の時に手元には来ると思うのですが、専門家の方々は手元の資料を見てどのような質問をするか思いつくと思うのですが、保護者委員としてはやっぱりじっくり考えたいですし、どんなことを聞こうかと考えて行きたいので、持ってこられた計画書や書類についてはじっくり見られる時間は保証してもらいたいことを要望します。また、専門家の方々もその場に来て30分見て点数を付けられるような内容だったということを知って驚きましたので、じっくり読んでいただいてじっくり選んでいただきたいということを検討していただきたいです。

(吹田市)

お時間になりましたので保護者委員会をここで終わらせていただきたいと思います。

(吹田市)

お疲れの中長時間保護者説明会にご参加いただきありがとうございました。最後、会長からご要望いただきましたご意見につきまして、我々真摯に受け止めまして検討させていただき、他の審査機関を見ながらできる限りお時間取れるような形にしたいと思います。また改めてご報告させていただきます。我々は子ども達が喜んでもらえる安心・安全な保育の提供に努めなければいけないと思いますし、保護者さまのご協力も必要だと思っておりますので、今後ともご協力いただけますようよろしくお願いいたします。